

第155回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第4号

平成29年4月4日かすみがうら市農業委員会告示第4号をもって、平成29年4月10日(月)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第155回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年4月10日(月) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠番	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 磯部 潤一	19番 欠席	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

19番 小松崎 正衛

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 局長補佐 山本 好徳(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

13番 小松崎 誠 15番 市川 敏光

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第11号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第15号 制限除外の農地移動届の受理について

議案審議について

議案第27号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第28号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第32号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対する弁明書について
(別綴り)

その他

8. 閉会

午後3時25分閉会

事務局長	<p>只今から平成29年度第155回総会を開会いたします。 只今の出席委員は18名で、会議規則第6条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、委員会規則第6条により、 19番 小松崎 正衛委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっております ので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条第2項 の規定により、13番 小松崎 誠委員、15番 市川 敏光委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本局長補佐を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までといたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に、報告第11号、第12号、第13号、第14号、第15号の報告案件ですが、委員の 皆様に、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして 早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 「議案第27号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」 上程いたします。 なお、番号2番及び番号5番については、議事参与の制限がございますので、農業 委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第9条の規程 により、先に審議します。 8番 宮本 教夫委員の退席をお願いします。</p> <p>(8番 宮本 教夫委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、番号2番について、事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方説明をお願いいたします。</p>
18番 磯部委員	<p>4月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、鈴木委員と小松崎委員と私の3名で、 書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号2番は、穴倉の 集落北側の 土地改良区内の水田になります。 現況は、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため、今回の 申請に至りました。作付作物は水稻を計画しています。</p>

	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより審議に入ります。番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	8番 宮本 教夫委員の入室をお願いします。 (8番 宮本 教夫委員 入室) (傍聴人入室)
議 長	傍聴人の方に申しあげます。傍聴人の方は傍聴人心得等を守り傍聴されるよう、お願いいたします。
議 長	次に、番号5番の審議を行います。 1番 海東 功委員の退席をお願いします。 (1番 海東 功委員 退席)
議 長	それでは、番号5番について事務局より朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方説明をお願いいたします。
18番 磯部委員	番号5番は、 学校の約400m西に位置する水田になります。 現況はきれいに管理されてきました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は、水稻を計画しています。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。更なるご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより審議に入ります。番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	1番 海東 功委員の入室をお願いします。 (1番 海東 功委員 入室)
議 長	続いて、番号1番から一括で、事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方説明をお願いいたします。
18番 磯部委員	番号1番は、 の 約200m北に位置する畑になります。 現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は、栗を計画しています。 番号3番は、中志筑の の約100m北に位置する水田2筆と、 の約250m東に位置する水田になります。現況はいずれもきれいに管理されていました。 作付作物は、水稻を計画しています。 番号4番は、 川沿いの水田で、牛渡の の約250m北東に位置します。 現況はきれいに管理されていました。作付作物は、レンコンを計画しています。 番号6番は、栗田の 約400m北に位置する水田になります。 現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は、水稻を計画しています。 番号7番は、加茂の にある の約300m南に位置するレンコン田になります。 現況は一部荒れていました。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は、レンコンを計画しています。 番号8番は、穴倉の の約200m南に位置する畑になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は、野菜を計画しています。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様のご更なる審議の程、よろしくをお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議長	番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第27号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第28号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	事務局朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
18番 磯部委員	農地法第3条の買受適格証明ということございます。 申請地は、川沿いの水田で、の寺より約400m西に位置する農振農用地区域内の水田です。現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、水戸地方裁判所の競売に参加し、経営規模を拡大するため、今回の申請に至りました。許可要件は満たしていると考えますが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	事前調査委員の方の説明が終わりました。
議 長	番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番についてご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、「議案第28号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に「議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程します。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
18番 磯部委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、深谷の 学校の約200m北に位置する、国道沿いの畑です。こちらは、第3種農地と判断しました。農業用資材置場を計画しています。追認案件となりますが、山積みの碎石は取り除かれておりました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願いいいたします。
議 長	只今、事前調査委員の方の説明が終わりました。
議 長	これより議案審議に入ります。議案第29号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第29号について原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程します。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願い申し上げます。
18番 磯部委員	それでは、説明いたします。 図面番号2番をご覧ください。 番号1番2番は、6号国道沿いの の敷地です。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 今回、店舗を建て替えるため、申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 番号3番は、穴倉の 約100m南に位置する畑になります。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 自己住宅を計画しており、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 番号4番は、深谷の の50m北西に位置する、国道沿いの畑です。

	<p>農地区分は、第1種農地と判断しました。 自己住宅を計画しており、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 不許可の例外に該当するため、問題なしと考えます。 番号5番は、牛渡の の約350m北東に位置する、下大堤の田及び畑です。 農地区分は、第1種農地と判断しました。 申請地近接の社員研修施設の駐車場が手狭なため、今回新たな駐車場を計画し、申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 不許可の例外に該当するため、問題なしと考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番及び番号2番については、譲受人が同一なことから、一括審議とします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番及び番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番及び番号2番については、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、番号3番については、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、番号4番については、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
9番 栗山委員	はい。
議 長	どうぞ。
9番 栗山委員	不許可の例外について、具体的をお願いします。
議 長	事務局をお願いします。

事務局	はい、こちらは第1種農地の不許可の例外として、住宅等の周辺住民の日常生活・業務上必要な施設を集落接続で設置という部分に該当します。
議長	他にございませんか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	賛成多数ですので、番号5番については、原案のとおり許可することに決定いたします。
16番 関川委員	はい。
議長	どうぞ。
16番 関川委員	よろしいですか、賛成したのですが、この はどんな会社なのですか。
議長	事務局をお願いします。
事務局	はい、人材派遣を中心にしている会社です。主に外国人技術者の方が多く、外国語の言語の技術者を派遣することが主な仕事だと聞いております。
16番 関川委員	はい。
議長	どうぞ。
16番 関川委員	施設は申請地から200mくらいのところにある立派な建物ですか。
議長	事務局をお願いします。
事務局	今建築中のところで、銅板葺きの屋根のところだと思われます。
議長	関川委員、よろしいでしょうか。
16番 関川委員	はい。
議長	それでは、「議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。
議長	事務局より、議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	利用権設定内容について説明いたします。今回の利用権設定は全体で22件。面積は75,731㎡。その内新規は15件で主な作物は水稲・野菜・レンコン等となります。再設定は7件。主な作物は水稲・野菜となります。以上農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思われま。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第32号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対する弁明書につて」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	はい、弁明書、先月の総会でお配りした審査請求書、今回同封させていただきました、法律事務所からの追加資料、本日 さんから提出のあった資料。こうした資料を見比べていただきたいと思います。 説明前に、申し訳ございませんが、弁明書の別紙につきましては、本日委員さん方のご意見の反映や、顧問弁護士との最終調整相談、更に、4月7日金曜日に 法律事務所から追加資料が、送付されてきましたので、回収させていただきますので、ご了承の程よろしくをお願いいたします。 また、法律事務所の追加資料につきましては、議案書に同封させていただいたものと、今回、お手元に配布させていただいた資料になりますので、併せてご覧いただきたいと思います。 説明につきましては、最初から通して説明させていただきまして、説明後に一括で、ご意見を賜りたいと、考えておりますので、よろしくをお願いいたします。 議案第32号の行政不服審査法第29条に基づく、審査請求書に対する弁明書案について、お手元の別紙資料をご覧ください。併せて、審査請求書をご覧ください。 確認の意味で、この案件は、平成29年1月総会時に上程された、農地法第5条の農地転用許可申請に伴う不許可の決定を通知しました。それに対して、申請人の一人、有限会社 代表取締役の さんとその請求代理人である、法律事務所の弁護士、 さんからの審査請求書が、2月24日付けで提出されたことに伴い、当農業委員会は、県から権限移譲を受けている関係で、処分庁である当委員会では処理することになりました。 また、この審査請求書の内容が、平成24年・25年のことや平成26年8月に県の許可申請をし、不許可になったこと等、過去のことや県南農林事務所の内容、更には、委員さん個人の名前が記載されていること、こうした内容について、事務局で素案を作成し、顧問弁護士相談を3月23日と29日に行い、内容調整をしてきました。 主な内容は、農地法第2条及び第5条関係をベースに作成してございます。具体的には、相談の結果ですが、個人名の内容等については、基本的に農地法には関係ないとのアドバイスがありました。そういうことで、農地法での不許可の処分をしたわけですから、不許可の取消は行わないという反論内容の弁明書になってございます。また、資料として、法令の根拠となる資料、写真等を併せて回答する指導を受けましたので、そういう物で案として作成してございます。 それでは、弁明書の説明をいたします。 最初に1ページ、審査請求書をお二方の名前で提出されておりますので、お二方の名前で回答します。 次に、1番の弁明の趣旨は棄却です。先月送付させていただいた、行政不服審査法制度のパンフレットの20ページにあります判決の種類が4種類あり、却下・棄却・認容・事情採決と4つあります。結果的に棄却という内容で調整してございます。審査請求が適法であるが、理由がない場合にする判決という意味でございます。パンフレットの方を確認していただければと思います。次に2番、本件処分に至るまでの経過は、そのままの事実を記載してございます。 次に、3番からは審査請求書の第7の1からの反論になります。事務局に平成25年6月5日に服部主任が撮影した現地写真が残っていたことから、こうした反論にな

ります。

次に、第7の2ですが、農林水産省農法事務処理基準の内容や最高裁判所の判決内容のものでございます。こちらにつきましては、一番後ろに資料をつけてございますので、ご覧になっていただきたいと思います。農地法事務処理基準は農林水産省事務次官通知で出されております。別紙1をご覧ください。

農地の定義で、農地とは、耕作の目的に供される土地を言う。この場合、耕作とは土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培することを言い、耕作の目的に供される土地には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするれば、いつでも耕作できるような、すなわち、客観的にみて、その現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地等も含む）という事務次官通知が出ております。つまり周りの他の地権者の土地は影響しないという解釈でございます。（2）で、農地の判断があります。農地等に該当するかは、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならないとあります。相手に対して、こうした記載してある資料をつけて回答した方が良いとの指導を受けております。

次に第7の3ですが、農地法では、登記簿山林を開墾し、農地にすることは制限しておりません。しかし農地法は、造成後の土地は農地法の適用を受けることになるとなっております。

次に、第7の4は、同じような内容で第7の2と3の理由になります。

次に、第7の5も同様の理由となります。

次に、第7の6は、第7の1と3の理由になります。

また、説明が漏れましたが、第7の3の理由について付け加えますと、法人であっても所有する山林を造成して、耕作する又は農業者へ貸借することも可能だということです。

次に、第7の7は、第7の2の理由になります。

次に、第7の8から11までは、他の部署のことや個人間のことなので、不知という記載になります。農地法には関係のないことなので、そういう記載になるとアドバイスを受けております。

次に、第7の12は、許可申請が正式に提出された場合と事前相談の内容となります。前のことも調べて回答した方が良くアドバイスがございました。

農地法第4条、第5条の場合、正式には許可申請書が揃ってから、皆さんが審議し判断しますが、事前の相談窓口は、当時の県南農林事務所や当農業委員会が行政サービスの一環で行っています。

次に、第7の13は、県南農林事務所に確認した内容で、平成26年8月27日に現地調査を行った事実があるとのことでございます。

それと農地法第5条の許可申請には、現地調査をしなければならないとは、法律上ございません。第1種農地と指定することではないのですね、農地区分というのは、当農業委員会でも平成29年1月5日に、農業委員3名と事務局で本件土地を見て判断したということでございます。

次に、第7の14は、農地法上の立地基準の農地区分の内容になります。

農地区分というのは、立地基準と一般基準に大別されます。立地基準において農地区分が判断されるものです。

許可申請に手続きは、農地法関係事務処理基準において必要な書類を求めているもので、許可申請案件ごとに、土地所有者等から意見の聴取を求めるとは、法律にはございません。

次に、第7の15は、第7の14の理由になります。

次に、第7の16は、不知になります。

次に、第8の1は、大きな段差のことを指しておりますが、道路台帳から拾うと、後ろに添付資料も付けましたが、周囲を市道に囲まれた土地で、進入路について具体的に路線番号を記載して回答するということです。

次に、第8の2と3は、第7の2と同じ理由になります。

次に、第8の4は、農地法では作業効率を良くするための造成は、許可の必要がございません。そういった許可がいらぬという考え方を記載しております。

次に、第8の5は、不知になります。

	<p>次に、第8の6は、第7の2の理由になります。</p> <p>次に、第8の7は、周辺の農地が長い時間、将来に亘って、借り手や地権者の貸借意思がないということで、耕作放棄地の可能性はあると認める内容になります。</p> <p>次に、第8の8は、第7の2と大部分が不許可書の内容の理由になります。また、3月23日の追加の意見書についても、同様でございます。</p> <p>次に、第9の1は、認める内容でございます。</p> <p>次に、第9の2は、農地法施行規則第34条各号及び第35条各号には、太陽光発電施設は含まれてございません。そうした規則の条文を記載してございます。</p> <p>次に、第9の3は、不知になります。</p> <p>次に、第9の4は、第9の2によりまして、具体的には土石、その他の資源の内容は砂利、園芸用土壌、鉱物資源、その場に埋まっているはずと計算された資源等の採取の位置が制約されるものが該当し、土地に付随して存在する鉱物資源ということでございますので、太陽光発電は含まれていないということでございます。</p> <p>次に、第9の5は、第9の2の理由になります。</p> <p>次に、第10は、第7の3の理由になります。</p> <p>次に、第11は、認める内容です。</p> <p>次に、第12は、改めて連絡する内容となります。本日、委員の皆様の意見の相違相違がなければ、弁護士の要望が、平日の午後3時以降、19名の委員全員の場で行いたいと連絡がございましたので、5月総会の前に臨時総会で本日、意見が出た内容を調整し、5月総会の時間を早めて、午後3時から意見陳述の場を設けたいと事務局では考えております。</p> <p>委員の皆様の意見により、別の内容にした方が良いなどの、ご指摘があった場合は、再度、調整後に皆さんにお諮りしてからでないと思意見陳述の場を設けることが出来ないと思っております。</p> <p>また証拠書類等でございますが、農地法関係事務に係る処理基準は、農林水産省のホームページから抜粋したものでございます。次に最高裁判所の第2小法廷資料の写し、平成25年6月5日の委員会事務局撮影の現場写真、道路台帳図、不許可通知の写し、平成28年10月6日と21日に委員会事務局が撮影した写真、農地法施行令の新旧対照表を添付してございます。</p> <p>説明は以上になりますが、今後 弁護士との、こういったやりとりは、数回続くのではないかという顧問弁護士からのアドバイスをいただいております。今後、数回続くのであれば、市の財政担当課・総務課と相談し、委員会として顧問弁護士に対応を依頼することを事務局では考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	只今、事務局長より説明がありました。いろいろ難しい法的問題もあります。たたき台として煮詰めていきたいと思います。気が付いた点がありましたらお願いします。
9番 栗山委員	はい。
議 長	どうぞ。
9番 栗山委員	審査請求が来て、今日まで案を作るのに時間がかかってますよね。我々に今日、これ出されても、今結論出せというのは無理な話ですよ。
議 長	今日結論を出せとは言っておりません。たたき台にしたいと思いますので、皆様の意見がありましたらお願いしたいということです。
9番 栗山委員	第7の13、平成29年1月5日に、農業委員3名と事務局で現地を確認して、本件土地を第1種農地と判断したことは適法であるということですが、私は第1種農地とは判断してないです。たたき台の一つとして考えてください。
議 長	事務局長お願いします。

事務局長	第7の13について、県よりアドバイスを受けました。1回目の申請時は、県で現地確認をしております。当委員会に対しての2回目の申請に対して、農地区分の判断が違ふということであれば、その理由を教えてください、記載したいと思いません。また、農業委員3名ということで、塚本委員さんと宮本委員さんも同行しておりますし、農地区分の判断が違ふということであれば、内容も変わってくると思われます。
9番 栗山委員	はい。
議 長	どうぞ。
9番 栗山委員	たたき台のひとつとして考えてください。
議 長	他に何かありませんか。
16番 関川委員	はい。
議 長	どうぞ。
16番 関川委員	これ、平成24年、25年、26年と私がやっていた時のことですよ。過去のことばかりで、何の目的の審査請求なのか。
議 長	事務局長お願いします。
事務局長	この、平成24年、25年、26年の内容について、顧問弁護士と相談しました。農地法上での不許可なので、24年とか25年、県南農林事務所を含めて言った言わないなど、正式な申請書の提出がない限りは、行政サービスの一環です。言った言わないは争点にならないというアドバイスを受けてきましたので、それで不知ということ。当事者間がどんな話をしたのか、事務局に分かりますかと聞かれても、分かりません。そういうことで、農地法だけの争点だろうということ、仮に個人の名前がでていても、それは農地法の処分には関係のないことではとアドバイスを受けましたので、こういう書き方をさせていただきました。補足ですが、前のことも調べてくださいとのことですので、分かる範囲で県南農林事務所にも問い合わせたり、もうひとつ、 さんの提出資料の中で医者領収書が添付されておりましたが、これも当時の言った言わないに対する反論ではないかと、個人間での話は争点ではなく、あくまでも農地法上での争点ではとのアドバイスがございましたので、そういう中身になっております。
議 長	関川委員よろしいですか。
16番 関川委員	農地法上の争点ですね。ただ、以前の提出書類の中で相手のアドバイスやら助言をしたとか、言った言わないのことだから、記憶にないですけど。
議 長	他にございませんか。
議 長	それでは、追加資料のこともありますので、後日改めて臨時総会を開催し、内容について精査したいと思います。よろしくお願ひいたします。この件に関しては、よろしいですか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	臨時総会の日時については、私と中山代理と事務局で相談して、決めたいと思ひます。また、お気づきの点がありましたら、事務局まで連絡をお願いします。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。

	<p>互助会の会計監査報告を久松委員からお願いします。</p>
4番 久松委員	<p>(会計監査報告)</p>
議 長	<p>久松委員から会計監査報告がありました。何かございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局長	<p>都市整備課から千代田地区の区域指定の図面配布について 平成29年度委員会活動記録セットの配布について 平成28年度委員会活動記録セットの回収について 農業者年金加入推進セットの配布について 平成29年度農業委員会視察研修について 臨時職員の採用について</p>
議 長	<p>以上をもちまして第155回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>(午後3時25分 閉会)</p>